

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆2013年1月7日☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆

◇九段会計通信 Vol.44のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
- 税務調査の改正について
- 復興特別所得税のお知らせ
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 中期経営計画セミナー開催中です！
- 編集後記

新年明けましておめでとうございます。
代表の高木です。

弊社は2013年も【お客様を勝たせて我々も勝つ！】を理念とし、
スタッフと共に皆様を徹底的にサポート致します！
最高の年となるよう、一緒に頑張りましょう！！
今年も何卒宜しくお願い申し上げます！

それでは、今月のメルマガをお送り致しますので、
宜しくお願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≡ ■ こんなときどうなる？身近な税務トピック

～税務調査の改正ついて～

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、早速ですが、税務調査運用に関しては法令化され、
10月から一部試験運用されていますが、平成25年1月より
本格的に適用が開始されます。

税務調査運用に関して法令化されたことにより、
納税者にとって注意すべき点はどこにあるのでしょうか。
今回は、帳簿書類等の提示、提出についてお話ししたいと思います。

もともと税法についての質問検査権は、各税法に規定されていました。
ここには、質問、帳簿書類その他の物件を検査することができる旨が
規定されていましたが、資料預りに関しての規定はどこにもありません。

実務では、“検査”の言葉の中に含まれていると解釈され
運用されていたわけですが、一部の納税者から協力が得られず、
どうしても拒否されている現状がありました。
そのため、今回の改正により各税法に規定されていた質問検査権を
国税通則法に集約した上で、次の文言が追加されています。

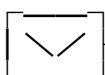
『帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる』
さらに、提出を求めることができると同時に、留め置くことができる規定も追加されています。
これは従来規定になかった項目でありつつも、実務では双方協力の下でやっていました。

しかし、ここでも上記同様の現状があり、今回の改正で具体的な手続きとともに規定化されました。
『国税の調査について、必要がある時は、調査において提出された物件を留め置くことができる』
この規定では“できる”とあるため、拒否することも“できる”とお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが。
しかし、これらの改正と同時に、正当な理由なく提示・提出を拒んだりした場合には罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）が科されることがある、と規定化されているのです。
つまり、正当な理由なく拒否できない、ということです。

ただし、言われたものを何でも全て提示・提出しなければならない、というわけではないでしょう。
求められた際には、なぜ必要なのか、どの部分が必要なのかをきちんと説明を受け、必要最小限の部分だけを提示・提出すればよいと思います。
本格適用前の規定であるため、実務的な情報不足は否めませんが、いずれにせよ、税務調査が行われる際には、顧問先様とコミュニケーションを取りながら進めていきます。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 復興特別所得税のお知らせ

平成25年1月から、復興特別所得税に関する法律が施行され、源泉徴収税額表が変わります！！

詳しくはこちら

国税庁HP 復興特別所得税
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/pdf/01.pdf>

平成25年分 源泉徴収税額表
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>

または、九段会計事務所までお気軽にご連絡をいただければと思います！

メールマガジン編集担当 本田 裕介

「——」 ≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト>



天は人の上に人を造らず、
人の下に人を造らず

— 福沢 諭吉

「人間には上下はなく、平等である」という意味の名言とされていますが、
実は、続きがあったことをご存知でしょうか。

要約しますと・・・

「確かに神様は人間を平等に造ったかもしれないが、実際はそうではない。
この人間界を見渡せば、賢い人や愚かな人。貧乏な人もいれば金持ちもいる。
なぜそうなるかと言うと、要は、勉強しているかそうでないからだ。」

つまり、人間の平等を示していたわけではなく、
「勝ち組になりたかったら勉強しろ！」と言っていたのですね。
これは「学問のすすめ」の冒頭部分がいつしか一人歩きし、
その結果、違う意味の名言となってしまったようです。

メールマガジン編集担当 本田 裕介



≡ ■ 中期経営計画セミナー開催中です！

只今、九段会計事務所では
中期(5ヵ年)経営計画立案セミナーを開催中です！
九段会計事務所の所員小林が社長様に
丸一日密着し、御社の中期経営計画書の策定をお手伝いします！

●経営計画を立てる事により、
企業の進むべき道筋が明確になり、
社員の方々全員とビジョンを共有でき、
全社員一丸となって目標に向かって進む事が出来ます！

「今まで中々、経営計画までは手が回ってないな・・・」
「経営計画を立てようとは思っているけど・・・」
とお考えになられている経営者様は各担当者もしくは
担当小林まで是非ご連絡をいただければと思います！

経営計画担当 小林



≡ ■ 編集後記

皆様、明けましておめでとうございます。
昨年中も大変お世話になりました。
今年も何卒よろしくお願い致します！

プロ野球読売巨人軍のコーチをしている橋上秀樹さんの

『一流になるヤツ、二流で終わるヤツ』という本を読みました。

プロ野球選手になろうとも思ったことも無いですし、
知り合いにプロ野球選手もいないので、
どのような世界なのかはわかりませんでした、
この本を読んでもみると、私たちの仕事とまったく同じだと感じました。

例えば、「勝敗を最後に左右するのは「人間性」である」ということ。
プロ野球の世界は実力主義なので、
とにかく技術があつて結果を出せることが一番だと思われがちですが、
実はスカウトが最も見るのは、怪我と人間性のようです。
怪我の具合をみるのは当たり前ですが、
技術よりも人間性というのは驚きました。

チームが勝つためには、一人だけの力ではダメで、
どんなに実力があつてもチームの和を乱すような人は、
プレッシャーがかかる中で仲間割れしたり、ミスをしたときに人のせいにして、
「こいつのためにつなごう」という気持ちを無くしたりと、
結局勝利に貢献できないようです。

また、プロとして生き残るためには、当然ご家族や学生時代の恩師、仲間など、
とても多くの方の協力があつてのこと。
もちろんファンもそうです。
そのような人たちを大切にしない人は、結局大切にされないため、
チームにとってマイナス要因になる、ということでした。
とにかく納得の連続です。
一流の経営者の皆様のお役に立てれるよう、
一流になるヤツにならなければ、と決意した2013年のお正月でした。

ワンピース風にいうと、
「一流になるヤツに俺はなる！」です(笑)

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。

詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も対象に送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆
★☆☆☆☆☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp